□交付申請を行う前に市都市再生課に、対象要件に該当するかどうかを確認してください。
□交付決定を受けてから解体工事の契約および工事を行ってください。
□交付決定通知を受け取り、補助事業着手届を提出する前に、工事に着手した場合、補助金は交付しません。

老朽空き家等除却促進事業補助金申請フロー

申　請　者	宗　像　市
①　事前相談（電話、窓口）	②　補助要件等の確認 ※場合によっては後日連絡
③　補助金交付申請	④　受付・書類審査、 現地確認、判定等
書類 （１）補助金交付申請書（窓口又はホームページで様式入手可） （２）事業計画書（窓口又はホームページで様式入手可） （３）老朽空き家の所在が分かる地図 （４）老朽空き家の敷地の範囲および位置を示す図 （５）現況写真 （６）解体工事の費用等が確認できる書類 （見積書及び、解体業者等に該当することが確認できる許可証等の写し） （７）市税に滞納がないことの証明（宗像市税務課） （８）老朽空き家の全部事項証明書（法務局） （９）１年以上空き家であることを証明する書類 （電気、水道、ガスの使用中止日が確認できる書類等） ※老朽空き家の権利を有する人が申請者以外にも存在するときは、同意書（実印を押印し、印鑑証明書を添付）	受付期間
	⑤　交付（不交付）決定 補助金交付（不交付）決定通知書の送付
⑥　補助事業着手届の提出	
⑦　解体工事	
⑧　完了報告 書類 〇完了報告書（窓口又はホームページで様式入手可） 〇補助事業の経費が分かる内訳書の写し（請求書等） 〇領収書の写し 〇補助金交付決定通知書又は補助金交付変更決定通知書の写し 〇老朽空き家の除却後の全景写真	⑨　現地確認 ⑩　補助金額の確定 補助金額決定通知書の送付
⑪　補助金の請求 補助金請求書（窓口又はホームページで様式入手可）の提出 ※振込先口座がわかる書類を確認（名義は申請者のみ）	⑫　補助金の交付（振込）
⑬　補助金の受領（指定口座での受取）	

注意：交付決定日以降かつ、補助事業着手届を提出するまでは解体工事に着手できません。

注意：工事完了日から２０日以内に提出してください。

注意：令和９年２月２６日までに提出してください。